

県の不手際から損害

漁協代表が再び陳情

水俣市漁協の松田次郎組合長らは十八日の県議会水俣病対策特別委員会の席上、県水産課の指導の不手際から組合員が三百四十余万円の損害を受けた」と再び陳情、委員会はこの問題を商工水産部と総務部が協議のうえ善処するよう執行部に要望した。

水俣病の発生で沿岸漁場の放棄を余儀なくされた水俣市漁協では、さる三十二年、県水産課指導係か

ら漁業転換策として「水俣に限って小型底引き網漁を子網漁業として許可された」ため、希望者八人に対して山口県方面から小型底引き漁船と漁具などをあつせんしたが、今日まで正式許可がないため、漁民たちは止むなく買い入れた船、装備を安く手離し、結局三百四十数万円の損害を受けたというもの。

委員会の質問にこたえて県当局は

①その後の人事異動で当時の事情がはつきりしない②当時の書類もなく、許可するといった証拠もないと弁明したが、深水委員（自民）は「当時の指導係が自分の不手際を認めたという話もきいている」と追及、県が損害賠償することになれば予算もからむので、委員会では商工水産部と総務部でこの問題を協議するよう水戸副知事に要望した。